

令和4年度第1回高槻市子ども・子育て会議資料に対する事前質問

資料4

1. 事前質問実施結果

(1)件数 6件

2. 質問一覧

資料NO.	ページ	該当部分	質問	回答
2	20	子育て短期支援事業について	核家族で頼れる家族や親せきが身近にいない、親が病気で子どもの面倒が見れない等の内容の困りごとを聞く機会が実際にあります。計画値と比べ、実績値がとても少ないのは、制度的に利用しにくい理由がありますか。	本事業は預かり先として児童養護施設や乳児院に委託していますが、本事業が施設の空きスペースを利用して実施するという事業であることや同一の施設に対して複数の市町村が委託契約をしていること、また、新型コロナウイルスの影響により、施設側が受け入れできない場合があること等が要因と考えており、課題として認識しているところです。
2	30	病児保育事業について	コロナ禍で体調不良児の保育はどのような基準で、実際どのように行っているのか教えてください。	コロナ禍であるかにかかわらず、従来より、体調不良児については、別室で感染対策を行ったうえで保育し、保護者に可能な限り早急にお迎えをお願いしているところです。
2	39	妊娠期の教室(ママパパ教室・プレパパ教室)及び乳幼児健康診査(4ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳6ヶ月児)について	妊娠期の教室について、令和3年度はコロナ禍で実施が難しく開催できていませんが、令和4年度の実施状況を教えてください。 乳幼児健康診査はコロナの影響で受診する月齢が大幅に後ろ倒しになっていましたが、現在はどのくらいの遅れでの受診になっているか教えてください。	ママパパ教室、プレパパ教室の令和4年度の実施状況についてですが、ママパパ教室前期コースは、PC等の機器を整えて6月から定員10組のオンライン方式で実施しております。 また、ママパパ教室後期コースは5月から定員10組で、プレパパ教室は6月から定員24組に、それぞれ定員を削減した上で集合方式で再開しました。しかし、感染状況の悪化した8・9月は再度休止しており、10月から再開する予定です。今後も感染状況を見ながら、段階的にコロナ流行前の実施状況に回復させる予定としています。 次に、新型コロナウイルスの影響により、1歳6か月児健康診査及び3歳6か月児健康診査が令和2年3月から5月にかけて中止となり、受診児の対象月齢が3か月後ろ倒しとなったことについてですが、令和3年度と4年度について、医師・歯科医師等のスタッフを増員し、1回当たりの受診者数を増やすことで是正に取り組んでいます。令和4年9月現在、対象月齢は1月弱ほどの後ろ倒しとなっており、今年度中には受診児の月齢は通常に回復する予定です。
2	その他		子どもみまもり・つながり訪問事業 子育て支援経験のある訪問員が2歳児から5歳児(令和3年度は3歳児から5歳児)の在宅保育の子どもがいる家庭を訪問し、子育て支援サービスや育児に関する情報を提供したり、子育ての悩みなどの相談に応じる事業。 ※事業の一部を委託。 この事業の令和3年度の報告がなかったのですが、子ども・子育て支援計画には入らない事業なのでしょうか。	本事業は、新型コロナウイルス対策として示された国の施策であるため、本計画には位置づけず実施しているものです。

資料NO.	ページ	該当部分	質問	回答
3	2	利用者支援事業について	<p>現在、子育て総合支援センターや市役所、子ども保健センターの3か所で利用者支援事業が行われていますが、いずれも高槻市中心部に位置し、事業内容に書かれている、子ども又はその保護者の身近な場所ではない現状です。</p> <p>事業計画の今後の方向性では、「今後の状況により、教育・保育提供区域ごとの設置について、必要に応じて研究・検討を行う」とあります。</p> <p>教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報については、中学校区に1つずつある地域子育て支援拠点が把握しており、かつ子どもや保護者の身近な場所・存在となっていることから、高槻市内のバランスを考慮し空白になりがちな地域について、地域子育て支援拠点での利用者支援事業設置の検討をお願いします。</p>	<p>利用者支援事業(基本型)は新型コロナウイルスの影響の中、子ども子育て支援制度の利用促進を充実させることを目的に実施しており、子育て世帯の身近な場所である地域子育て支援拠点施設での相談から本事業につないでいただいたり、利用者支援員が拠点施設を訪問させていただくことで、情報共有等の連携に努めながら、今後も支援の充実を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>他地域への設置につきましては、引き続き今後の状況により、必要に応じて研究・検討を行ってまいります。</p>
3	9	高学年児童の学童保育について	<p>昨年度の答申にもあった「各中学校区に設置を目指し」とあることに対し具体的進展があったかをお教えいただきたいです。</p>	<p>令和4年2月に策定した「学童保育のあり方等に関する基本方針」において、各中学校区に1か所以上の民間学童保育室の設置を目指すこととしております。この方針に基づき、現在、令和5年4月から新たに民間学童を開室する事業者を5か所で募集しているところであり、次年度にも残りの未設置の中学校区で募集を行う予定としております。</p>